

1. 外国人住民に係る主な課題及び 多文化共生施策の全体像

・コミュニケーション支援(地域における情報の多言語化)

取組の規模 地方自治体	主な課題	都道府県単位	市区町村を超える地域単位	市区町村単位	市区町村より小さい地域単位	その他
宮城県	・外国人の絶対数・割合が小さく、費用面や人材不足などの理由から、なかなか情報の多言語化・各種窓口における多言語対応が進まない状況にある。	・県政だよりの一部を多言語化し、県HPに掲載(宮城県) ・多言語生活ガイドブック、多言語情報誌等を発行(国際交流協会)				
神奈川県	・効果的な情報の到達方法の検討(情報キーパーソンの活用等)	・「外国籍県民への情報提供に関する基本方針」及び「外国籍県民への緊急情報の提供に関する実施要領」を定め(H18.4)、緊急時の対応に係る情報を含め県が提供する情報の多言語化を図る。現在、多言語情報紙「こんにちは神奈川県」等69種類を多言語で発行。(県)				・県及び県内市町村による研究会を設置し、エスニックメディアの活用方策について調査研究を実施(かながわ自治体の国際政策研究会)
愛知県	・近隣住民とのコミュニケーションが図れない。 ・各種行政サービスの利用や住民としての義務の履行に必要な情報が得られない。	○愛知県多文化共生センター「相談・情報カウンター」の運営 ○愛知県図書館「多文化サービスコーナー」の充実 ○あいち国際プラザ図書室の充実 ○出版物の内容充実・多言語化 ○ウェブページを活用した多言語情報の充実 ○FM放送を活用した多言語情報の提供 ○外国人支援ボランティアの活用				
新宿区	・外国人登録の国籍数が多い(最多119カ国)ため、何カ国語を多言語にするか			・地域の中でコミュニケーションの基本言語を日本語としたうえで、日本語ルビ付、英語、中国語、ハンダ語による外国語版ホームページ(月1回更新)、外国語広報紙(年4回発行)、10種類の生活情報紙(年1回改訂)等の作成 ・外国人相談窓口 区役所1階・・・英語・中国語・韓国語 しんじゅく多文化共生プラザ・・・上記3言語+タイ語・ミャンマー語		
	・顔の見えない関係の中での、より効果の高い情報伝達手段の確保(多言語の発行物の配布場所、配布方法) ・多言語での情報提供をしていく上での表記の統一			・新宿に初めて生活をする外国人区民に「新宿生活スタートブック」(4言語)を外国人登録窓口で直接配布。 ・平成21年度「外国人への情報提供ガイドライン」を策定予定。多言語発行物を揃えた配布場所の確保、施設名等表記の統一を図る予定。		
磐田市	情報伝達手段の確保が難しい母語の読み書きが不十分な者がいる			・窓口申請書類や案内看板の多言語化を図っている ・ポルトガル語広報紙、ホームページを作成し行政情報を周知している ・市役所、病院、教育現場等に通訳翻訳員を配置している ・外国人情報窓口で転入・入国者全員に多言語での行政サービスの周知を行っている	・防災訓練、イベント等自治会行事案内をポルトガル語で作成している	外国人集住都市会議参加 中東遠多文化共生情報交換会開催(静岡県西部6市1町の情報交換、施策の検討)
大阪市	・多言語化の推進(ガイドライン、経費の確保等)			・ホームページの多言語化(25局・室、24区役所) ・外国籍住民相談窓口(毎日9:00-17:30、5言語) ・生活情報冊子「エンジョイ・オオサカ」(5言語)の配布 ・市政広報ラジオ番組(COCOLO Earth Colors-Osaka City Information)(3言語) ・「大阪市の多言語情報資料一覧」の作成(大阪市)等 ・外国人のための「一日インフォメーションサービス」(国・大阪府・大阪市・大阪府医師会、大阪府弁護士会等) ・多言語情報コーナー設置(市役所)	・イベントや事業チラシの多言語化(各区役所) ・多言語地域情報マップの作成(阿倍野区役所、住吉区役所) ・史跡文化辞典の作成(英語)(中央区役所) ・外国籍住民情報コーナー等	

・コミュニケーション支援(日本語および日本社会に関する学習の支援)

取組の規模 地方自治体	主な課題	都道府県単位	市区町村を超える地域単位	市区町村単位	市区町村より小さい地域単位	その他
宮城県	・地域のボランティアによって運営されているところが多く、日本語講座が開設されている地域は、県内35市町村中15市町(H21.10月末現在)に過ぎない。	・日本語講座の運営を行い、外国人県民に対し日本語や日本の生活習慣を学ぶ機会を提供(国際交流協会)				
神奈川県	・日本語学習支援団体に対する支援の強化(教室の場の確保、人材育成等)	・先導的な取組みを行う日本語学習支援団体に対し事業費の一部を助成するとともに、事業成果発表会を開催し、他の団体への普及を図る。(県) ・県内の日本語教室のリストをHPに掲載する(かながわ国際交流財団) ・県立国際言語文化アカデミア(仮称)を設置し、日本語指導者を対象とした講座や外国人に対する日本語教室を実施予定(H23~)(県)				
愛知県	・成人の外国人県民の日本語を学習する場が少ない。 ・日本語の習得に努めるとともに、日本の文化や慣習などについても理解を深める必要がある。	○日本語学習機会の提供の充実 ○日本語ボランティアの養成 ○日本語教室への支援 ○外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及 ○「日本語学習支援基金」の創設・活用		○日本語や日本の文化の初期指導	○多文化共生実践モデル支援事業 ○多文化共生促進教室開催事業	
新宿区	・日本語を習得する機会の確保(増大を続ける日本語教室の需要・スタッフの養成)			・区内全域を対象として初級向け日本語教室を8カ所9教室を開設。(週2回、週1回)・平成21年度10月から、実習付のスタッフ養成講座を実施。	・(財)新宿文化・国際交流財団による民間ボランティア団体の日本語教室への助成の実施。	・民間ボランティア団体等による日本語教室の実施。
磐田市	日本語を習得する機会が保障されていない 日本社会について学習する機会が確立されていない		ハローワークが就労に向け日本語教室を開催している	・日本語を学びやすい環境整備のため日本語教室開催団体の支援を行う ・外国人情報窓口で転入・入国者全員に多言語で生活ルール教示(ごみの分別作業の実地体験)を行う	・国際交流協会等市民団体による日本語教室の開催 ・「いわしんバモス日本語！」企業、地域、市、外国人との協働による日本語教室の開催	
大阪市	・生活情報の提供不足等 ・日本語学習支援(基礎レベルでの学習機会。ボランティアの確保等)			・基礎レベルの日本語教室の開催(年間3期、各2教室) ・識字・日本語教室の開設(設置数約40教室) ・識字・日本語指導者養成事業(年40回、のべ約900人参加)	・日本語教室の開催(NPO法人、市民ボランティア団体等) ・日本語教室案内リーフレット(浪速区役所)	

・生活支援(居住)

取組の規模 地方自治体	主な課題	都道府県単位	市区町村を超える地域単位	市区町村単位	市区町村より小さい地域単位	その他
宮城県	・賃貸物件においては入居者が外国人というだけで拒むもうとする貸主が根強く残っている。	・多言語(英・中・韓・ポ・日)による外国人相談センターの運営を行い、外国人県民等の日常生活における悩み解消に寄与(宮城県、国際交流協会)				
神奈川県	・他の課題(DV等)と関連したすまい問題への対応	・外国人居住支援システムにより、不動産店の紹介、入居後のトラブル相談等を実施し、すまい問題の解消を図る(県、横浜市、川崎市、不動産業界団体、民族団体、NPO)。 ・県営団地に居住する外国人に対する生活相談、情報提供等を実施(県、NPO)				
愛知県	・日本人居住者とのトラブルや摩擦が発生しているケースがある。 ・民間賃貸住宅については、入居を拒否されたりする事例も見受けられる。 ・公共施設などにおいて、外国語表記や絵文字(ピクトグラム)の表示の更なる充実が求められる。	○外国人県民も気軽に参加できる交流事業などの実施 ○県営住宅入居者のしおりなどの作成 ○ポルトガル語による入居説明会の実施 ○共同生活のルールなどを説明したDVD、絵本の活用 ○民間賃貸住宅への円滑な入居支援(あんしん賃貸支援事業)				
新宿区	・騒音・ゴミ出し等ルールを守らない居住トラブル ・入居にあたっての偏見(外国人ということで入居できないケース、騒音・ゴミ出し等のトラブルを避けるための貸さないケース等)			・広報紙、生活情報紙等を通しての、外国人に対する賃貸契約や使用上のルールの啓発。 ・区立・区営住宅入居者募集の情報提供。 ・人権週間における外国人に対する啓発活動の実施。		
磐田市	過度の集住により起こる弊害 雇用主から提供される住居が多いため仕事を失うと住居も失う 外国人の入居を歓迎しない風潮がある			・集住する団地の管理者と相談・管理体制などについて定期的に話し合いを行う ・市営住宅入居の緊急募集を行う	・自治会を中心に外国人と顔の見える関係作りを行う	
大阪市	・事業者、住民等に対する入居差別解消の啓発等 ・あんしん賃貸支援システムにおける事業の活性化等入居支援			・住まい情報センターにおける各種住宅情報の提供と相談(3言語) ・住宅の入居に関する差別の解消に向けた啓発(冊子の作成・配布、研修会の実施等) ・留学生向け住宅供給(管理戸数54戸)		

・生活支援(教育)

取組の規模 地方自治体	主な課題	都道府県単位	市区町村を超える地域単位	市区町村単位	市区町村より小さい地域単位	その他
宮城県	・日本語力が不十分な外国籍児童生徒への適切な対応がなされておらず、通訳ボランティア頼みとなっている学校もある。	・教職員を対象とした研修会を開催し、教育現場で外国籍児童生徒の指導に携わる上での留意点等を習得する機会を提供(宮城県) ・外国籍子どもサポーターの育成・派遣を行い、日本語力が不十分な外国籍児童生徒の学習を支援(国際交流協会)				
神奈川県	・母語支援の検討	〈小中学校〉 ・帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会の開催 〈県立高校〉 ・在県外国人等特別募集(入学者選抜の特別枠)の実施、日本語を母語としない生徒支援者及び教育コーディネーターの派遣等 〈県民部〉 ・県立地球市民かながわプラザ内に外国人教育相談及び多言語子ども支援コーナーを設置 ・「外国籍児童生徒の日本語学習等支援検討会議」を開催し、支援の充実強化を検討中。具体的な取組として、既存の外国人教育相談の機能を強化し、総合的な日本語学習支援事業を実施予定(H23～)				
愛知県	○公立学校における学習機会の保障 ・日本語がほとんど、あるいはまったくわからない児童生徒が多数いる。 ・不就学の子供が少なからずおり、その実態も正確に把握できていない。 ○外国人学校への支援 ・各種学校の認可のない外国人学校は、経営基盤が弱く、授業料が高額であり、施設設備や保健衛生の環境整備も不十分である。 ・外国人学校を卒業しても日本の高校入学資格はない。また、大学の多くは、外国人学校卒業者の受験を認めていない。 ○課外における日本語学習支援 ・公立学校での日本語教育のみでは、学習内容の理解に必要とされる日本語能力を習得するのは難しい。 ・外国人学校に通う多くの子どもたちは日本語をほとんど話せない。 ・幼児期の外国人県民の子どもは、日本語が全く理解できなかったり、日本の学校に関する情報と理解が十分得られなかったりしている。 ・公立小学校に入学予定の外国人県民の子どもが、早期に学校に適應できるような取組も求められている。	○公立小中学校における外国人児童生徒への教育支援の充実 ・日本語教育適応学級担当教員の加配 ・語学相談員の配置 ・外国人児童生徒教育に携わる教員の研修 ・青年海外協力隊経験者、外国語が堪能な者を対象とした特別選考の実施 ・外国人児童生徒教育に関わる課題や施策についての情報交換 ・外国人生徒に係る入学者選抜の実施 ・県立高等学校における外国人生徒への教育支援(外国人生徒教育支援員の配置) ・児童生徒への多文化共生教育の推進 ・外国人の子どもに対する就学に向けた取組の推進 ○外国人学校への支援 ・私学助成金の交付 ・各種学校認可申請に関する情報提供 ○課外における日本語学習支援 ・「日本語学習支援基金」の創設・活用		○課外における日本語学習支援 ・日本語や日本の文化の初期指導		
新宿区	・日本語が不十分で学習についていけない児童生徒に対する学習支援 ・不就学児童・生徒の実態把握が困難			・教育委員会では、日本語学級の開設、教育センターでの集中指導、各学校で放課後を利用した日本語指導、教科指導を実施。 ・区長部局では、児童館等を利用し、夜の日本語学習支援を開設。(18:30~20:30)	・(財)新宿文化・国際交流財団による日本語学習支援(夏休み・春休み)	・CCS世界の子どもと手をつなぐ学生の会による学習支援(しんじゅく多文化共生プラザ及び大久保地域センター)
磐田市	外国人の子どもに教育の義務がない 〈公立学校の課題〉 日本語や学校ルールが理解できない 授業についていけない 〈外国人学校の課題〉 脆弱な運営体制 少ない日本語教育時間 日本社会と接点がない 〈不就学児の課題〉 実態把握が困難 将来計画がたたない保護者の存在 日本の学校へ入れたくない			〈公立学校〉 ・外国人の子どもへの指導体制を充実する(特別教室設置 加配教員・支援員等の配置) ・放課後学習サポート事業を市内3ヶ所で開催し不登校を予防する(市民団体に委託) ・初期支援教室を設置しスムーズな公立学校編入を図る ・外国人対象の進学説明会を開催し保護者の意識啓発と不安解消を図る 〈外国人学校〉 ・教育委員会との情報交換会を開催する ・外国人学校の支援(CIRIによる教師派遣・体育施設等の減免・認可外保育補助) 〈不就学児〉 ・多文化交流センターで不就学児対応を拡充する	・市民団体による学習サポート(国際交流協会による学校へのサポーター派遣)(樹の会による放課後サポート事業開催・多文化交流センター運営)	
大阪市	・通訳・日本語学習・母語支援等の充実 ・外国にルーツを持つ児童への学習支援等 ・外国人学校等への支援			・国際理解教育(外国青年招致事業、英語でわくわく1・2・3事業他) ・在日韓国・朝鮮人の子どもの教育(国際理解教育推進事業(民族クラブ98校)他) ・帰国・来日等の子どもの教育(登録通訳者派遣事業、日本語指導協力者派遣事業等) 日本語指導、適応指導センター校設置(小4、中4校)		

・生活支援(労働環境)

取組の規模 地方自治体	主な課題	都道府県単位	市区町村を超える地域単位	市区町村単位	市区町村より小さい地域単位	その他
宮城県	・言語や商習慣などの面で事業者側に外国人の雇用不安の声がある。 ・県内で海外を向く企業が少なく、外国人を雇用するインセンティブが働きにくい。	・経済産業省アジア人財資金構想「高度実践留学生育成事業」委員会メンバーとして、日本とアジアの架け橋となる高度専門人財を育成(テンプスタッフ・カメイ(株)、東北大学、(社)東北経済連合会、日本学生支援機構、仙台商工会議所、宮城県ほか)				
神奈川県	・外国人受入企業への意識啓発 ・職域拡大のための日本語習得	・外国人労働相談窓口の開設(2箇所)(県) ・外国籍県民への就労支援団体に対する支援策の検討会を開催(県) ・外国人相談の相談員を対象に労働問題に関する研修を実施(県)				
愛知県	・日系人労働者は、厳しい労働環境に置かれることが多い。また、社会保険未加入者も少なくない。 ・外国人を低賃金労働者として受入れている例が見られる。 ・外国人労働者は、有給休暇が十分取れないことがある。 ・児童労働の事例も発生している。 ・不法就労者などの取締りの強化を推進する必要がある。	○外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及 ○外国人県民を対象にした職業訓練の取組の推進 ○外国人労働者向けパンフレットの作成・配布 ○多言語による労働関係情報の提供の充実 ○不法就労防止対策の推進と不法就労を助長する雇用側の取締りの強化				
新宿区				・外国人相談窓口での新宿外国人雇用支援・指導センター等の紹介。		
磐田市	違法な派遣、請負会社の存在雇用の調整弁となる外国人労働者賃金の多寡により勤務先の異動が激しい			・派遣先・派遣元企業との意見交換会を開催し、労働環境改善と施策への協力を求める ・ハローワークと連携した就業相談の実施		
大阪市	・外国籍住民の受入企業等に対する啓発 ・外国人留学生就労支援 ・EPA等、外国人労働者の受入体制			・雇用における不利益処遇の撤廃に向けた啓発(研修会の開催等) ・就職差別の撤廃、公正な採用選考に向けた啓発 ・「多文化な職場づくりのための基礎講座」(大阪市、NPO)		

・生活支援(医療・保健・福祉)

取組の規模 地方自治体	主な課題	都道府県単位	市区町村を超える地域単位	市区町村単位	市区町村より小さい地域単位	その他
宮城県	・県内の保健・医療サービス提供機関の多くが通訳の配置・活用に消極的で、その手配をサービス提供機関側の責務と認識しているところが少ない。	保健福祉事務所職員を対象とした研修会を開催し、外国人と接する上での基礎知識の習得機会を提供(宮城県) ・保健医療／生活相談通訳サポーターの育成・紹介を行い、医療機関等でのコミュニケーションをサポート(国際交流協会)				
神奈川県	・医療通訳派遣システムにかかる財政基盤の強化	・新型インフルエンザ専用電話相談窓口の開設(県)				・外国籍患者が安心して医療を受けられるよう医療機関からの依頼を受けコーディネーターが医療通訳スタッフを派遣するシステムを運営(県、市町村、NPO、医療関係団体)
愛知県	・外国人県民は医療保険に未加入の者が多い。 ・医療通訳者を置く医療機関は限られている。 ・企業における健康診断が行われていない場合が多く見受けられる。 ・公的年金に未加入の人が多くいる。	○医療保険に関する情報提供 ○外国語対応可能な医療機関についての情報提供 ○外国人救急患者医療費未収金に対する補助 ○多言語による社会保障などの情報の提供の充実				
新宿区	・健康保険への未加入と未加入外国人等に対する検診等 ・結核、エイズ、新型インフルエンザをはじめとする伝染性疾病に対する情報・予防策等の周知徹底		・外国人のための無料健康相談会(東京都との協力で実施)	・日本語学校就学生結核検診の実施。 ・エイズ対策リーフレット、電話相談。 ・乳幼児健康診査における通訳者の配置。 ・4言語でのインフルエンザ情報の提供。 ・その他通知・案内等の多言語化。		
磐田市	<医療・保健現場の課題> 保険未加入による病状の悪化 保険未加入による医療費不払い <福祉の課題> 経済不況による生活保護の急増 無年金、無保険者の高齢化は生活保護につながる			・外国人情報窓口で保険・年金制度の説明を行うと共に、将来計画について考えさせる ・乳幼児健診受診勧奨のため翻訳通訳員を配置する		
大阪市	・各種制度等における外国籍住民への対応改善(制度的無年金、生活保護等) ・医療サービス支援(多言語、医療通訳等) ・社会福祉・医療関係者等への啓発			・在日外国人高齢者給付金、障害者給付金支給事業 ・多言語での相談・情報提供(子育て、エイズ、新型インフルエンザ等の相談、リーフレットの作成) ・予防接種予診票の多言語化(英語・中国語)、健康診断、母子健康手帳等の多言語広報	・医療マップ(中国版:平野区役所)	

・生活支援(防災)

取組の規模 地方自治体	主な課題	都道府県単位	市区町村を超える地域単位	市区町村単位	市区町村より小さい地域単位	その他
宮城県	・外国人が災害時要援護者となりうるという認識を持っている市町村が少なく、防災訓練等においても外国人の被災を想定した訓練がほとんど行われていない。	・災害時通訳ボランティアの確保・養成を行い、災害発生時の多言語支援体制を整備(宮城県、国際交流協会) ・災害時外国人サポート・ウェブ・システムの運用を行い、気象(警報以上)・地震(震度4以上)・津波に関する情報の多言語配信サービスを実施(宮城県)				
神奈川県	・防災部局との連携強化 ・市町村単独での対応が困難な地域に対する支援の検討	・災害発生時の通訳ボランティアの登録・派遣事業の実施(県) ・災害情報の提供(県)				・県及び県内市町村による研究会を設置し、防災関係資料(行動マニュアル等)を作成するとともに、発災時の支援につながるネットワークの構築について検討中(H21末報告書作成予定)(かながわ自治体の国際政策研究会)
愛知県	・災害経験や防災知識が不足している。 ・防災訓練などへの参加も十分でない。	○外国人県民に対する防災知識の普及・啓発 ○防災訓練などへの参加 ○災害情報の多言語化の推進 ○災害時専門ボランティアの活動支援 ○外国人緊急相談窓口の開設 ○「多言語情報翻訳システム」などの活用				
新宿区	・地震を中心とする防災意識の普及徹底 ・緊急情報が伝わらない ・災害時の通訳確保が困難			・多文化防災訓練の実施。 H17・18年度 大久保小学校 H18～21年度 日仏学院 ・セーフティカードの作成と配布(H19) ・生活情報紙「①緊急のとき」「②災害に備えて」における普及啓発の実施。	・(財)新宿文化・国際交流財団による多文化防災訓練への通訳派遣。	・日本語学校就学生の訓練への参加・通訳協力
磐田市	<防災の課題> 緊急情報が伝わらない 居住把握が難しく発災後の安否確認が困難 災害時通訳の確保が難しい <防犯・交通安全の課題> 外国人増加を犯罪に結びつける先入観 犯罪者の国外逃亡(帰国)			・外国人情報窓口で防災マニュアルの配付と各自の避難場所を確認させる ・外国人学校で防犯、交通安全教室の開催	・外国人防災訓練を開催する ・自治会単位の防災訓練に外国人の参加を呼びかける	
大阪市	・避難場所、避難情報等の多言語化の充実 ・外国籍住民を対象とした防災訓練等の取組み			・消防局指令情報センターでの多言語受付対応(コンピューター音声システム、5言語) ・広域避難場所案内板・避難誘導標識の多言語表記(20年度末現在、380基中259基が多言語表記)	・外国籍住民を含む地域防災訓練(東成区役所) ・留学生と作る地域防災マップ(浪速区役所)	

・多文化共生の地域づくり(地域社会に対する意識啓発)

取組の規模 地方自治体	主な課題	都道府県単位	市区町村を超える地域単位	市区町村単位	市区町村より小さい地域単位	その他
宮城県	・シンポジウムを開催しても、興味を示し参加しようとする一般県民が極めて少なく、その一方で、偏った考えを持ち外国人を受け入れようとする日本人も少なくない。	・「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」、「宮城県多文化共生社会推進計画」の周知・広報(宮城県) ・県内各地でシンポジウムを開催し、広く県民に対し多文化共生への理解と地域づくりへの参画を促す(宮城県、地元市町村、国際交流協会)				
神奈川県	・外国籍県民が広く県内全域に居住する実情を踏まえた意識啓発のあり方	・外国人と地域社会の交流を深める契機としてあすフェスタかながわを開催(県、財団、民族団体、NPO、外国人、市民ボランティア等) ・多文化ソーシャルワーカーの養成講座を実施するとともに、受講者間のネットワーク化を図っている。(県) ・行政窓口用の多言語マニュアルを作成するとともに、行政職員向けの研修を実施。(県・NPO協働)				
愛知県	・地域では、誤解による摩擦やトラブルが生じている。 ・地域における外国人県民との交流が十分進んでいない。 ・外国人県民も、日本人県民と交流したり地域の活動に参加したりすることができない場合も多く、地域社会に溶け込めず孤立しがちである。	○多文化共生の意識づくりに向けた啓発イベントの実施 ○「愛知県多文化共生センター」を拠点とした啓発活動の推進 ○多文化共生の情報を集約したウェブサイトの構築 ○「外国人県民あいち会議」の周知 ○外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及 重点施策 ○地域日本語教室を活用した相互理解の促進 ○多文化共生意識をもった行政職員の育成				
新宿区	・外国人と顔の見える関係でのコミュニティの組織化 ・地域社会で様々な課題が起こる中での日本人区民に対するフォローアップ			・外国人が多い地域との意見交換会の実施。 ・ネットワーク連絡会(区、財団、NPO、町会、外国人コミュニティ等)の開催による意見交換の実施。 ・区のホームページを通して、多文化共生実態調査(H19年度)の調査結果を公表。	・(財)新宿文化・国際交流財団による国際理解講座	
磐田市	<日本人社会の課題> 画一的、閉鎖的な考え 共生意識の浸透が不十分 人権尊重の意識啓発			・学校・住民会合等でCIRによる異文化講座を行う ・庁内連絡会等で窓口担当職員の意識啓発を行う	・自治会が主体的に外国人と顔の見える関係づくりに取り組む(多文化共生情報交換会開催・取組推進地区の選定) ・多文化交流センターが外国人の子どもと地域(自治会・公民館・保育園等)を結ぶ活動を行う	
大阪市	・区役所を中心とした区民、地域団体、NPO・NGO、企業等との協働による多文化共生の取組み			・各種セミナー・シンポジウム・講演会等の開催(テーマ:国際結婚や子育て、多文化な食卓等) ・各種啓発冊子の作成	・区レベル、団体レベルでの国際交流・啓発事業	

・多文化共生の地域づくり(外国人住民の自立と社会参画)

取組の規模 地方自治体	主な課題	都道府県単位	市区町村を超える地域単位	市区町村単位	市区町村より小さい地域単位	その他
宮城県	・外国人を迎え入れた家族の中で、当人の社会参画を拒もうとする家族もある。 ・言語力を持ち意欲がありながらも活躍の場が見つけれないと嘆く外国人の声がある。					
神奈川県	・外国籍県民かながわ会議の提言の施策化	・外国人の視点を生かした地域社会づくりを進めるため外国籍県民かながわ会議を設置し、県に対する提言を受ける。(県)				
愛知県	・外国人県民の町内会、自治会、PTA、ボランティア団体などによる様々な活動への参加は、多いとはいえない。 ・地域の活動に積極的に取り組んでいる外国人県民の存在を地域社会に向けてアピールする取組も求められている。 ・生活者としての外国人県民が増加していく中で、彼らの意見を直接聴く機会を充実させる必要がある。	○顕彰制度の創設 ○社会活動への参加促進 ○外国人県民も気軽に参加できる交流事業などの実施 ○防災訓練などへの参加 ○防犯パトロールなどの推進 ○愛知県立大学における多文化共生の取組の推進 ○「外国人県民あいち会議」の機能強化				
新宿区	・地域社会へ溶け込んでいく認識、地域社会のルール、生活習慣を習得する認識が希薄。 ・日本人と顔の見える関係でのコミュニティの組織化			・外国人登録窓口での「新宿生活スタートブック」の配布と日本のルール・生活習慣等の情報提供(徹底) ・日本語学校を通じての日本のルール・生活習慣等の情報提供(徹底)(外国語版ビデオ・DVD「はじめまして 新宿-生活習慣編」) ・町会、商店会等への参画の周知(外国語版ビデオ・DVD「はじめまして 新宿-コミュニティ編」) ・ネットワーク連絡会(区、財団、NPO、町会、外国人コミュニティ等)での意見交換の実施 ・日本語教室の中での日本のルール・生活習慣等の情報提供	・(財)新宿文化・国際交流財団による国際理解講座	・日本語を習得した韓国人による韓国語講座の実施(新宿ムクゲ会) ・在日韓国人による新宿韓人発展委員会の発足(地域の清掃活動等への参加) ・ラテン文化センターとの共催事業(ラテン諸国の音楽と舞踊の紹介)
磐田市	教育・納税等外国人に住民として求める体制が整備されていない 日本語が話せない 納税等義務履行意識の薄い者がいる 派遣・請負会社に生活すべてを依存するシステム 外国人の自助組織がない 地域社会に入るきっかけ、メリットがわからない			・情報窓口で住民としての義務(納税・子どもの教育・日本社会のルール等)を教示している ・日本語教室を開催する ・タウンミーティングを開催し意見を聴取する ・通訳の配置方法を見直す(庁内連絡会で通訳に頼らない窓口対応を模索中)	・外国人を自治会役員に選任している(外国人の力を借りないと自治会活動できないから 多文化共生の観点から)	
大阪市	・外国籍住民としての意見反映・参画の方策 ・地方公務員の人事制度等			・市政モニター(外国籍住民20名、年4回) ・公務員への採用(H20現在 約160人) ・区における多文化共生支援事業	・区民モニター制度 ・区行政にかかる委員等への就任	

・その他

取組の規模 地方自治体	主な課題	都道府県単位	市区町村を超える地域単位	市区町村単位	市区町村より小さい地域単位	その他
宮城県	・外国人の子どもが帰国後に母国に対応できるよう、母国語や母国文化の教育についても支援を検討する必要がある。 ・今後、企業集積等に伴い集住地域の発生も想定されることから、地域における活動拠点の整備やコミュニティーリーダーとなりうる人材の育成も必要な状況にある。					
神奈川県	・新たな在留管理制度による影響の検討	・かながわ国際政策推進懇話会を設置し、神奈川の国際施策の推進について有識者等から意見を聴取する。(県) ・NGOの県政参加の推進を図るためNGOかながわ国際協力会議を設置し、県に対する提言を受ける。(県) ・行政機関に対する通訳ボランティアの派遣(県) ・インドシナ難民自立支援事業の実施(県)				
愛知県	・DVなどの夫婦間の問題、子育てや児童虐待など親子間の問題、不就学や不応適など子どもの教育の問題などに対応できる専門的な支援体制が必要となっている。	○多文化ソーシャルワーカーの養成・活用 ○ドメスティック・バイオレンス(DV)などへの対策の推進 ○弁護士による法律相談の実施 ○外国人相談窓口の連携				
新宿区						
磐田市				外国人情報窓口設置 多文化交流センター事業 自立に向けた通訳サービスのあり方の研究	いわしんバモス日本語！ 自治会による多文化共生活動	
大阪市	・行政資料の活用、調査による実態把握 ・新たな在留管理制度における外国人住民の負担軽減等 ・区役所職員等の研修等			・外国籍住民のコミュニティ生活意識実態調査 ・区職員等対象の多文化共生関係研修		